



酒酔い運転

5年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

酒気帯び運転

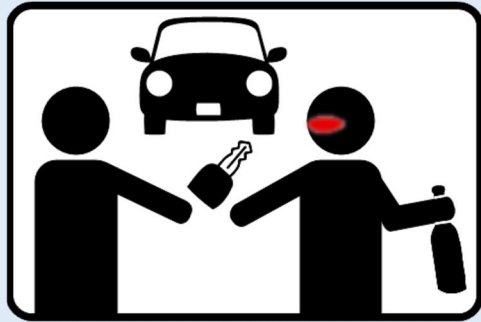
3年以下の拘禁刑または
50万円以下の罰金

「酒酔い」とは、アルコールの影響により車両等の正常な運転ができない状態をいいます



千葉県警察

飲酒運転は 絶対しない、させない、許さない



車両の提供

運転者が酒酔い

5年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

運転者が酒気帯び

3年以下の拘禁刑または
50万円以下の罰金

酒類の提供

運転者が酒酔い

3年以下の拘禁刑または
50万円以下の罰金

運転者が酒気帯び

2年以下の拘禁刑または
30万円以下の罰金

車両に同乗

運転者が酒酔い

3年以下の拘禁刑または
50万円以下の罰金

運転者が酒気帯び

2年以下の拘禁刑または
30万円以下の罰金

飲酒運転受刑者の手記

飲酒運転の末路

5つの実話

5つの後悔

それでも、飲酒運転をしますか？

千葉県警察
ホームページで
読む

千葉県警察公式
YouTubeチャンネルで
観る

